

## 第三者加害事案について

### 1 第三者加害事案とは

公務上の災害又は通勤による災害の原因となった事故が、「第三者」の不法行為によって発生し、「第三者」に損害賠償責任が生じた事案を「第三者加害事案」といいます。

次の表のとおり、直接災害の原因をなした加害者自身のほか、責任無能力者の監督義務者や加害者の使用者、動物の占有者、自動車の運行供用者なども第三者となる場合があります。

第三者とは、被災職員が所属する地方公共団体及び地方公務員災害補償基金以外の者です。

第三者加害事案に該当するためには、第三者に民法や自動車損害賠償保障法などの法律に基づく不法行為責任（損害賠償責任）が発生しなければなりません。

#### (1) 具体例ごとの第三者加害事案該当の有無

類 型	具体例	該当有無	第三者（根拠法）
交通事故	自動車で出勤途上、交差点で信号待ちしていた時に後続車に追突され負傷	○	自動車運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）
	自動車で出勤途上、信号機のない交差点で相手方車と出会い頭に衝突し負傷	○	同上
	徒歩で出勤途上、乗用車に当て逃げされ負傷（相手方不明）	○	同上
	自動車で出勤途上、赤信号で交差点に進入し、相手方車両に衝突して負傷	×	※相手方過失なし
	自動車で出勤途上、運転を誤り電柱に衝突し負傷	×	※相手方なし
交通事故以外	教員が中学生・高校生（概ね12歳以上の者）から暴行を受け負傷		
	・非行歴なし、親権者の指導に過失なし	○	加害者（民法第709条） ※未成年者本人が第三者として賠償責任を負う場合でも、示談は法律行為であり法定代理人の同意が必要なことから、通常は親権者と示談交渉を行う。
	・非行歴あり、親権者の指導に過失あり	○	加害者及び親権者（民法第709条）

類 型	具体例	該当有無	第三者（根拠法）
交通事故以外	教員が小学生（概ね12歳未満の者）から暴行を受け負傷		
	・非行歴なし、親権者の指導に過失なし	通常は×	※教育活動中の児童の行為は、専ら教員、校長等に代理監督者責任がある。（民法第714条第2項）
	・非行歴あり、親権者の指導に過失あり	通常は○	監督義務者（親権者） （民法第714条第1項）
	・学校の管理（予防措置）に過失あり	×	※他の教員、校長等の予防措置に過失がある場合は地方公共団体のみが賠償責任を負う（国家賠償法第1条）が、被災職員が属する地方公共団体は第三者に含まれないため、第三者加害事案には該当しない。
	職員が来庁した精神障害のある住民から暴行を受け負傷	通常は○	監督義務者（精神保健福祉法の「保護者」など）（民法第714条第1項）
職員が泥酔状態で来庁した住民から暴行を受け負傷	通常は○	加害者（民法第713条ただし書）	
職員が住民宅を訪問した際、敷地内で放し飼いにされていた犬に咬まれ負傷	通常は○	動物の占有者（飼い主）（民法第718条）	
同僚による加害	柔道の訓練中に同僚から投げ飛ばされ負傷	通常は×	※スポーツ・競技中の行為は、ルールに従ったものであれば違法性はない。
	公用車で出張中、同僚の運転ミスにより電柱に激突し負傷	通常は○	運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条） ※ただし、被災職員が「運転助手」に該当する場合は、運行供用者に賠償責任は生じない。
	同僚が現地でゴミ収集車のクレーンを操作中、その操作を誤ったために負傷	通常は○	同上 ※本来の目的に従って自動車に構造上装備された装置を使用することも「自動車の運行」に当たる。

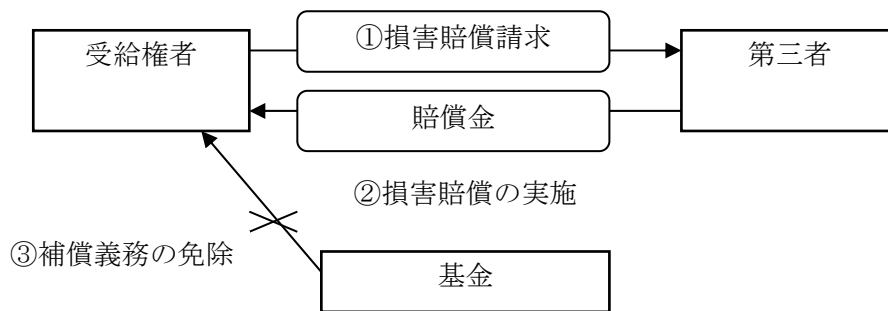
## (2) 免責・求償とは

第三者加害事案では、被災職員は第三者に対して損害賠償請求権を有しますので、被災職員が第三者からの損害賠償と基金からの補償を二重に受けることがないように、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）で調整のための方法が定められています。

この調整の方法には「免責」と「求償」があり、「免責」を用いた補償の進め方を「示談先行」、「求償」を用いた補償の進め方を「補償先行」といいます。

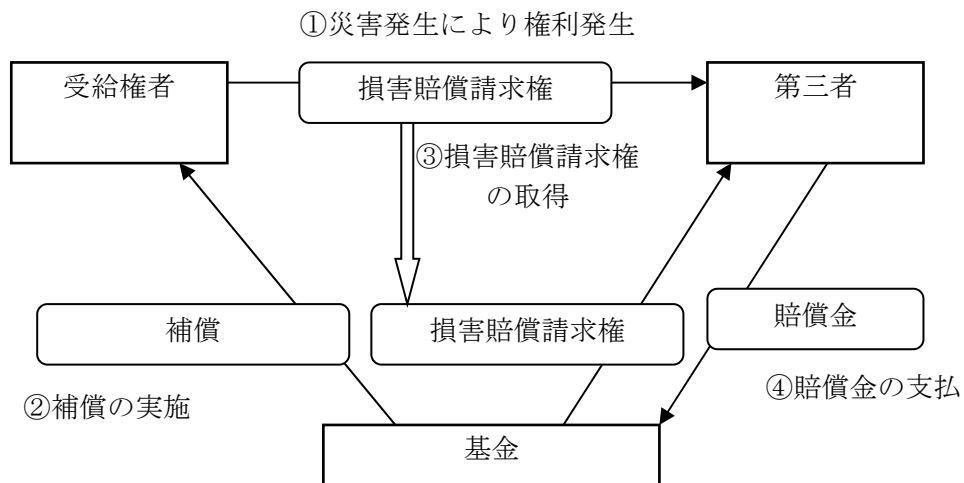
### ア 免責

被災職員が第三者から損害賠償を受けたときは、基金はその価額の限度において補償の義務を免れます。（法第59条第2項）



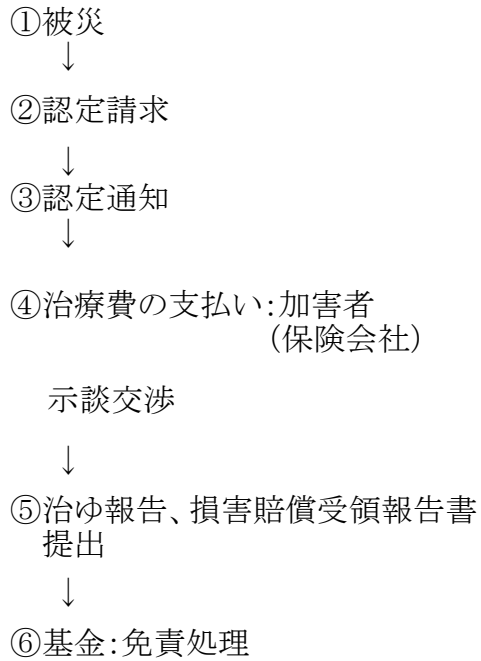
### イ 求償

被災職員が第三者から損害賠償を受ける前に基金の補償を受けたときは、基金は補償の価額の限度において被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、第三者に求償します。（法第59条第1項）

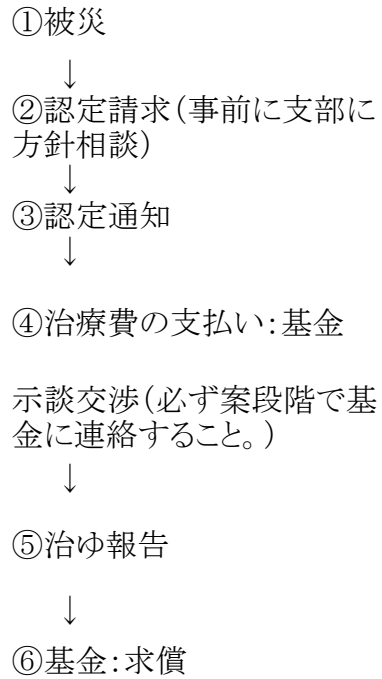


## 2 第三者加害事案事務の流れ

### <示談(賠償)先行>

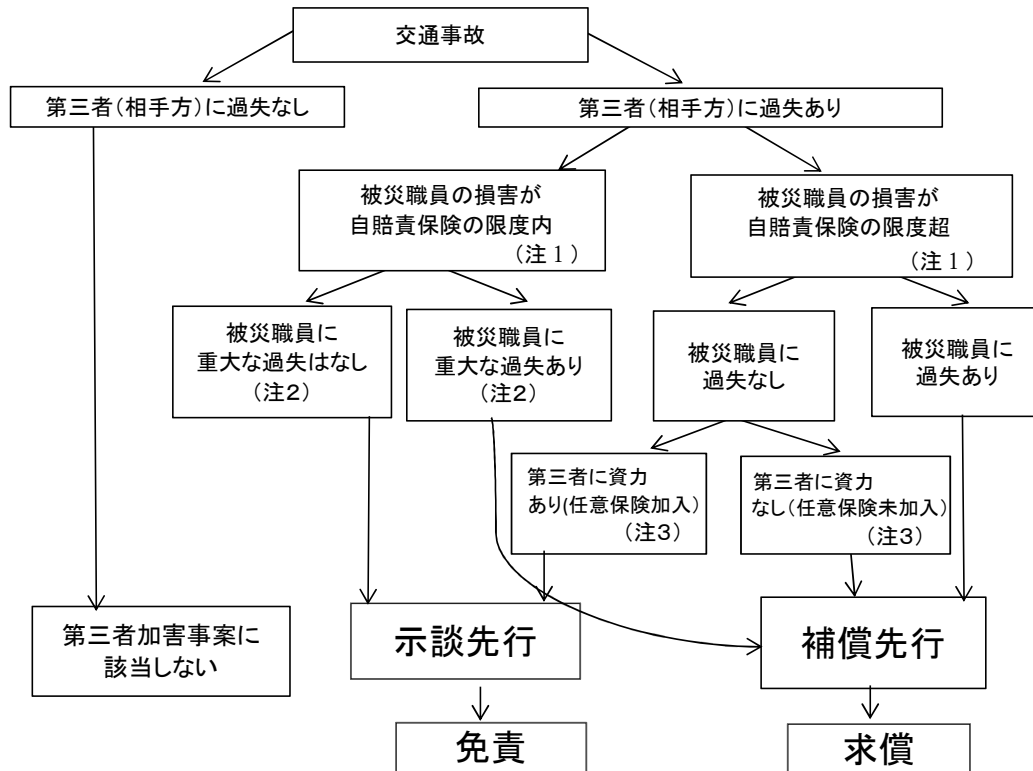


### <補償先行>



### 3 補償方針について(交通事故の例)

※交通事故以外の補償方針は、基本的に「示談先行」となります。不明なことがあれば基金支部に相談してください。



(注1) 治療関係費、休業損害、慰謝料等を合わせて120万円

(注2) 道路交通法等に係る重大な法令違反等があった場合等

(注3) 原則として療養補償の場合。障害補償や遺族補償の場合は、「示談先行」の取り扱いとなる。

### 4 第三者加害事案が発生した場合の所属(任命権者)の対応

#### [対応の流れ]

- ① 事故状況・事故現場等の確認
- ↓
- ② 被災職員が勝手に示談を締結しないよう指導
- ↓
- ③ 「示談先行」か「補償先行」かの選択(基金と調整)
- ↓
- ④ 治療費の支払い方法について指導・助言
- ↓
- ⑤ 相手方との交渉に協力
- ↓
- ⑥ 基金との連絡調整、示談書案の確認
- ↓
- ⑦ 上記と並行して 公務災害(通勤災害)認定手続、認定後療養補償等請求手続を行う。

#### [留意点]

- ☆ 「基金が治療費を支払うので、加害者は支払わないでよい」といった安易な請求権放棄をしないようにしてください。
- ☆ 被災職員自身の「人身傷害保険」加入の有無を確認し、「事故発生状況報告書」で報告してください。
- ・ 人身傷害保険とは、被災職員の損害に対して被災職員が加入する保険会社が保険金を支払う保険で、任意の自動車保険の多くに付帯されています。
- ・ 被災職員の自動車保険証券等で人身保険に加入していないか確認し、加入している場合は必ず被災職員に請求の有無を確認してください。
- ☆ 公務(通勤)災害では、基金の補償と人身傷害補償は重複して受けることができません。被災職員が基金の補償(補償先行)を受けながら基金に無断で人身傷害の補償を受けると、人身傷害保険会社との調整ができません。被災職員が無断で人身傷害保険の請求をしないよう十分に指導してください。